

第 2 2 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和 4 年 4 月 8 日（金）午前 9 時 開会																														
2 開催場所	三朝町役場 第 2 会議室																														
3 出席委員	<p>農業委員 7 人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 番 青木君夫</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> <td style="width: 33%;">2 番 野見幸雄</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> <td style="width: 33%;">3 番 松原利志</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> </tr> <tr> <td>4 番 米原章太郎</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td>5 番 山本雅之</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td>6 番 本田 博</td> <td style="text-align: center;">出</td> </tr> <tr> <td>7 番 村岡幸枝</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">出席 7 人</td> </tr> </table> <p>農地利用最適化推進委員 5 人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">吉田弘幸</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> <td style="width: 33%;">山本一夫</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">欠</td> <td style="width: 33%;">吉田定夫</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">欠</td> </tr> <tr> <td>山本 満</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td>楠本幸孝</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">出席 3 人</td> </tr> </table>	1 番 青木君夫	出	2 番 野見幸雄	出	3 番 松原利志	出	4 番 米原章太郎	出	5 番 山本雅之	出	6 番 本田 博	出	7 番 村岡幸枝	出	出席 7 人				吉田弘幸	出	山本一夫	欠	吉田定夫	欠	山本 満	出	楠本幸孝	出	出席 3 人	
1 番 青木君夫	出	2 番 野見幸雄	出	3 番 松原利志	出																										
4 番 米原章太郎	出	5 番 山本雅之	出	6 番 本田 博	出																										
7 番 村岡幸枝	出	出席 7 人																													
吉田弘幸	出	山本一夫	欠	吉田定夫	欠																										
山本 満	出	楠本幸孝	出	出席 3 人																											
4 欠席委員																															
5 農業委員会事務局職員	事務局長 安田寛 主査 小椋智子 専門員 大村哲也																														
6 議事録署名委員	2 番 野見幸雄 委員 3 番 松原利志 委員																														
7 議事内容等	(1) 議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（神倉） (2) 議案第 64 号 三朝農業振興地域整備計画の変更について (3) 議案第 65 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について																														
8 報告事項	(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について (2) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について【合意解約】 (3) 地法施行規則第 3 2 条第 1 項（2 アール未満の農業用施設等）の用途に供する届出について																														
9 その他	(1) 農業委員会総会の日程について ①令和 4 年 5 月総会 5 月 1 0 日（火）午前 9 時～ 三朝町役場 第 2 会議室 (2) その他																														
11 閉会	午前 9 時 4 5 分																														

1. 開 会	
事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から、第22回三朝町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>山本会長、ご挨拶をお願いいたします。</p>
2. 会長挨拶	<p>皆さん、おはようございます</p> <p>四月に入り、新しい職場環境になり心強いといった話も聞かれます。農作業はこれから新しい人もあり、協力体制を整え地域を守ることからも進めていきたいと思っております。</p> <p>それでは今月もよろしくをお願いいたします。</p>
3 総会成立宣言	
事務局長	<p>本日の出席委員は7名中、7名が出席されています。</p> <p>定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。</p> <p>それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は山本会長にお願いします。</p>
4 議事録署名委員の指名	
議長	<p>それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしとのことですので、2番 野見幸雄 委員、 3番 松原利志 委員、を指名します。よろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、書記は事務局でお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p>
5 議事	
(1) 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請書について (神倉)	
議長	<p>「議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について (神倉)」を議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>1ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>本申請につきましては、神倉にお住いの農地所有者の方が、高齢に伴い所有する農地の耕作の継続が困難になったことから、同じ集落内で耕作可能な方をあたっていたところ、農地の引き渡しについて協議がまとまり贈与されることになり、本申</p>

	<p>請に至ったものでございます。</p> <p>譲請人の経営面積等につきましては、次ページの審査表のとおりでございます。</p> <p>農地につきましては、引き続き耕作、大豆作付の予定となっております。</p> <p>なお、審査表の判定は、許可としておりますのでご確認いただきたいと思います。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p>
議長	<p>ご意見はありませんか。</p> <p>【意見無の声】</p> <p>ご意見が無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第 63 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》 それでは、議案第 63 号は承認されました。</p>
(2) 議案第 64 号 三朝農業振興地域整備計画の変更について	
議長	<p>「議案第 64 号 三朝農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第 64 号 三朝農業振興地域整備計画の変更について」説明させていただきます。</p> <p>1 ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に準じて三朝町長から協議がありましたので、本委員会にお諮りするものでございます。</p> <p>なお、今回の議案を準じてとしておりますのは、法第十三第一項の規定により市</p>

	<p>町村が農業振興地域整備計画の変更を行うときについて、法第八条第一項の規定による同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときと同じく業委員会の意見を聴くものとするので、農業振興地域整備計画の中の農地の利用目的等の変更につきましても同規定を準用して農業委員会の意見を聞こうとするものでございます。</p> <p>案件は、吉尾地内でございます。</p> <p>法律の施行規則に準じて資料に基づき、農林課 小椋係長が計画変更について説明。</p> <p>(農業振興地域整備計画の策定又は変更) 第三条の二 市町村が法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。 2 前項の規定は、法第十三条第一項の規定により市町村が行う農業振興地域整備計画の変更（農業振興地域の整備に関する法律施行令（以下「令」という。）第十条第一項に掲げる軽微な変更該当するものを除く。）について準用する。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
議長	<p>現地の状況を確認しておりますので、その報告を受けたいと思います。 5番の最適化推進委員さん、お願いします。</p>
4番 農地利用最適化推進委員	<p>現地2か所の状況について、本日7時45分に、山本会長さん、安田事務局長、小椋係長さん、大村専門員さんと私が参会して現地で内容を確認しましたので報告します。</p> <p>計画変更の内容につきましては只今の説明のとおりで、農地の用途の変更とのことです。牛舎では、糞などについては、コンクリート床にオカズ等を敷いて堆肥化することによって河川に糞尿が流れることはないようです。雨水は、どちらの施設も外回りに水路を設けて河川に流すようになっており、周辺農地等に影響を及ぼすことは無いようです。</p> <p>区からは既に承諾を得られており用途変更については問題ないと思ったところで</p>
2番農業委員	<p>牛舎が建設され牛が増えることになるが、堆肥置場は増えても大丈夫か。</p>
事務局	<p>集落の上に堆肥置場があり、そこで対応可能ということです。</p>
議長	<p>私からも説明を追加させていただきますが、肥育牛の発生する堆肥は、倉吉の乳牛、酪農家で発生する糞尿の水分調整剤として搬出するので、あまり増えることは無いそうです。</p>
議長	<p>それでは皆さんから、ご意見、ご質問をうかがいます。</p>
議長	<p>皆さんご質問はありませんか。</p> <p>【無しの声】</p>

	<p>ご意見、ご質問が無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第 64 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》 それでは、議案第 64 号は承認されました。</p>
(2) 議案第 65 号 農地利用集積計画（利用権設定）について	
議長	<p>「議案第 65 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。</p> <p>事務局は、議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第 65 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」説明させていただきます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。</p> <p>【議案書をもとに朗読】</p> <p>諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 <ol style="list-style-type: none"> イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 <p>以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p> <p>【全体でないことを確認】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第 65 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p>

	<p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>それでは、議案第 65 号は、承認されました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議事は終了しました。</p> <p>引き続き、第 6 の報告事項に移ります。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、別冊の 29 頁からの「報告(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」につきましては、9 件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。</p> <p>今月の届出につきましても、非農家の相続の案件が出ています。</p>
事務局	<p>続きまして「報告(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」でございます。</p> <p>本件につきましては、余戸地内の 2 筆の田について合意解約の通知があったものでございます。</p> <p>なお、解約後につきましては、余戸の野見幸雄さんが耕作される予定となっております。</p>
事務局	<p>続きまして「報告(3)農地法施行規則第 32 条第 1 項（2 アール未満の農業用施設等）の用途に供する届出について」でございます。</p> <p>本案件は、大瀬の農地に農機具等を格納する倉庫を設置するもので、6 m²の農地を倉庫用地として利用されるものです。</p>
議長	<p>続いて、第 7 のその他に入ります。</p> <p>(1) 令和 4 年 5 月の農業委員会総会の日程について</p> <p>【協議の結果】 5 月 10 日（火）午前 9 時からの開会を予定します。 会場は、第 2 会議室です</p> <p>(2) その他について</p>
議長	<p>本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。</p> <p>【発言が無いことを確認】</p>

	それでは、本日の委員会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午前9時45分】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年4月8日

議 長

(記名)

議事録署名委員

2番 農業委員

(記名)

3番 農業委員

(記名)
